

あること

- ◆ 保存期間を超過した場合の取り扱いについて（提供者に返却する、廃棄する等）

(4) 提供者に関するその他の事項について

(i) 提供者に発生した副作用等に関する補償について

- ◆ 提供者への医学的検査・医療行為に伴って発生した副作用、合併症等に対する補償について（P）

(ii) 提供者の権利について

- ◆ 提供者は、提供を受ける者や提供により生まれる子を同定できないこと。
- ◆ 提供を受けた結果子供が生まれたかどうかについては、提供者の希望があった場合には提供者に知らせることとされていること
- ◆ 提供者は、提供に関する同意の撤回ができる以外には、提供したものやその結果生まれた子に対して何ら権利を有さず、義務を負わないと

3. 提供により生まれた子について

(1) 親子関係について

- ◆ 出生する子の法的地位について

(←法務省法制審議会生殖補助医療関連親子法制部会で検討中)

(2) 提供により生まれた子の出自を知る権利について

- ◆ 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子が出自を知る権利行使するためには、親が子に対して当該子が提供により生まれた子であることを告知することが重要であること
- ◆ 精子・卵子・胚を提供した人は、その者の個人情報が開示される前であれば開示することを承認する自己の個人情報の範囲を変更できること（P）
- ◆ 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子は、成人後（P）、その子に係る精子・卵子・胚を提供した人に関する個人情報について、当該精子・卵子・胚を提供した人がその子に開示することを承認した範囲内で知ることができること（P）

（検討課題1第10次改訂後資料P22）

（要検討事項）

⇒ 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子の出自を知る権利として、生まれた子が知ることができる提供者の個人情報の範囲をどのように設定するか？

→

- 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子の出自を知る権利を認める。

出自を知る権利の範囲としては、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子が開示を希望する場合、当該生まれた子に対して、

(案1) 精子・卵子・胚を提供した人に関する個人情報のうち、当該提供した人が当該生まれた子に開示することを承認した範囲内の個人情報（当該提供した人を特定できる個人情報を含む）を開示する。

(案2) 当該提供した人を特定できる個人情報を開示する。

- ◆ 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子は、上記に関わらず、自己が結婚を希望する人と結婚した場合に近親婚とならないことの確認を公的管理運営機関に求めることができること

(3) 生まれてくる子に関する提供を受ける夫婦の責任について

- ◆ 提供を受けた夫婦が生まれた子を責任を持って養育すべきこと

4. 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の実施、精子・卵子・胚の提供までの手続きや実施医療施設の施設・設備の基準について

(1) インフォームド・コンセント、カウンセリングの手続き等について

- ◆ 同意を実施する具体的な方法や時期、手続き等について

(後述 P 21 (2) 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療における同意の取得について の「(ア) 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受ける夫婦の書面による同意」の決定事項を説明する。)

- ◆ 提供を受ける者、提供者が行った同意は、当該同意に係る当該生殖補助医療の実施前であれば撤回することができる

胚提供を行う夫婦のうち、一方の意思だけで提供の撤回ができるこ

と

- ◆ 同意の撤回により提供する者は何ら不利益を被るものではないこと

- ◆ 同意の撤回により提供を受ける者は何ら不利益を被るものではないこと

(以下提供された卵子による体外受精の場合)

ただし、提供者への hCG 注射を行った後に提供を受ける者の同意の

- 撤回が行われ、提供者が採卵せずに卵胞刺激を中止する場合、提供者にOHSS発生等のリスクが生じる場合があること
- ◆ 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を行う医療施設は、当該生殖補助医療を受けた人が妊娠していないことを確認できたときを除き、同意書を公的管理運営機関に提出すること
 - ◆ 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受ける夫婦は、当該生殖補助医療の実施に際して、当該生殖補助医療に関する専門知識を持つ人によるカウンセリングを受ける機会が与えられること

(2) 実施医療施設の施設・設備の基準について

- ◆ 公的審議機関の意見を聴いて国が定める指定の基準に基づき、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を行う医療施設として、国が指定した医療施設でなければ、当該生殖補助医療を行うことはできないこと

5. 管理体制について

(1) 生殖補助医療に係る公的管理運営機関の業務の具体的な内容について

- ◆ 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受けた人が妊娠していないことを確認できたときを除き、当該生殖補助医療を行った医療施設は、保存している提供者の個人情報を公的管理運営機関に提出し、公的管理運営機関は当該情報を管理することとされていること
- ◆ 公的管理運営機関は、上記により提出された個人情報を、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子の要請に応じて開示するために80年間保存することとされていること

6. その他について

(1) 守秘義務について

- ◇ 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療に関わる者が、職務上知り得た人の秘密を正当な理由なく漏洩することは禁止されていること

(2) 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療以外の選択について

- ◆ 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療以外の選択が存在すること（子供を持たない人生、養子縁組）

(3) 認められていない生殖補助医療について

- ◇ 代理懐胎（代理母・借り腹）及び精子・卵子両方の提供によって得られた胚の移植は認められていないこと

⇒説明する方法は？

- 説明する医師は、説明した内容について記載されている文書を配布した上で、それを用いて説明する。

提供を受ける者が再度の説明を求めた場合、もしくは担当医師が当該夫婦の理解について不十分であると判断した場合、担当医師もしくは当該医師の指示を受けた他の専門職は、当該提供者に対して繰り返し説明しなければならない。

提供を受ける夫婦は、説明を受けたあと、記名押印もしくは自署による署名を行うことによって説明を受けた確認を行う。

⇒説明する時期は？

- 施術ごとに提供を受ける夫婦への説明を行う。

⇒シェアリング（P）の説明はどのように行われるのか？

→ 事務局にて原案作成中

(イ) 精子・卵子・胚を提供する人及びその配偶者に対する十分な説明の実施

- 精子・卵子・胚の提供を受ける医療施設は、当該精子・卵子・胚を提供する人及びその配偶者が、当該精子・卵子・胚の提供に同意する前に、当該精子・卵子・胚を提供する人及びその配偶者に対し、当該精子・卵子・胚の提供に関する十分な説明を行わなければならない。（p 37）

⇒「精子・卵子・胚を提供する人及びその配偶者に対する十分な説明」とはどのようなものか？（説明の主体は？説明の客体は？説明する内容は？説明する方法は？説明する時期は？）

⇒説明の主体は？

- 生殖生理学、発生学、生殖遺伝学等を含む生殖医学に関する全般的知識を有し、生殖補助医療に関する診療の経験が豊かで、医療相談、カウンセリングに習熟した医師。
※ 説明を行う医師は、必要があれば他の専門職に説明の補足を依頼することができる。

⇒説明の客体は？

- 提供者に配偶者がいない場合、提供者本人のみ。
提供者に配偶者（婚姻の届け出をしていないが事実上夫婦と同様の関係にある者を含む）がいる場合には夫婦であり、当該夫婦は原則として同時に揃って説明を受ける。

⇒説明する内容は？

- 説明する内容は、以下のとおりとする。

- ※ 以下、◆は説明することを必須とする事項
◇は必要に応じて説明する事項

1. 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療に関する医学的事項について

- (1) 提供者の受けける検査について
 - ◆ 検査の種類（※1）と各々についての具体的な実施方法、実施に要する期間等について
 - ◆ 検査の過程における副作用や合併症のリスクと起こった際の医学的対処方法について
- (2) 提供により実施される生殖補助医療について
 - ◆ 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の種類（※2）と各々についての医学的適応、具体的な実施方法、実施に要する期間等について（特に注意事項として（※3）が挙げられる）
 - ◆ 提供をするにあたって起こりうる副作用や合併症のリスクと起こった際の医学的対処方法について（特に注意事項として（※4）が挙げられる）
 - ◇ 予想される結果等について（妊娠率、流産率、生産率、突然変異の